

I 法人本部

第1 経営理念及び経営方針

本法人の経営理念及び経営方針は次のとおりである。本年度についても、法人の経営理念及び経営方針に基づき事業を展開する。

社会福祉法人東京かたばみ会経営理念

私たち社会福祉法人東京かたばみ会は、介護・支援・保育・育成を必要とする地域住民に対して、一人ひとりが安心でき、価値あるものと受けとめられるサービスを提供することにより、法人の各施設が「選ばれる施設」になることを目指します。

そのために、人間愛をベースとし、職員の専門的知識・技術の更なる向上を図り、質の高いサービスを提供します。

また、老人福祉施設と児童福祉施設という世代間交流のできる環境を活用します。

更に、これまでの地域の信頼と共感を大切にします。

社会福祉法人東京かたばみ会経営方針

1 地域への貢献

地域社会の一員としての自覚を持ち、保健・医療など関連機関との連携を強化し、地域福祉の貢献に努めます。

2 自立支援・健全育成

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し、自立の支援と生活の質の向上に努めます。また、乳幼児及び児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

3 人材育成・専門性の向上

新たな視点で「観て、考えて、行動」する幅広い視野を持った自立的な職員の育成を図るため、専門性の向上に努めます。

4 経営の透明化

情報公開を積極的に行い、法人に対する信頼と理解を得られるよう努めます。

5 経営の安定

質の高い総合的なサービスを継続して提供していくために、経営の安定化を図ります。

第2 社会福祉事業を取り巻く社会の状況

1 新年度予算に見る高齢者福祉の動向

政府は昨年12月21日、一般会計総額を101兆4564億円とする平成31年度予算案を閣議決定した。本年10月の消費税10%への引き上げに伴う景気対策等により、当初段階で初めて100兆円を突破した。このうち、社会保障費は、高齢化に伴う医療・介護費を中心とした自然増や幼児教育無償化の拡充策で膨らみ、当初予算の3分の1を占める34兆587億円となった。

厚生労働省は平成31年度予算の重点策として「働き方改革・人づくり革命・生産性革命」「質が高く効率的な保健、医療、介護の提供」「全ての人々が安心して暮らせる社会に向けた福祉等」という3つの柱を掲げた。厚生労働省の一般会計は32兆351億円であり、対前年度比で2.9%増の過去最大の規模である。そのうち介護保険関連は4%増の約3兆2301億円である。

前述の3つの柱のうち、第一の柱では特に人材の育成の強化と人材の確保対策の推進が注目される。人材育成では学校を卒業した後も必要に応じて教育が受けられる「リカレント教育」を推進すること、長期の教育訓練休暇制度を導入した事業者には助成金による支援を行うことが示されている。また、人材の確保対策では高齢者の就労促進とともに、外国人労働者の受け入れが新たに加わった。外国人労働者については昨年12月に改正入管法が成立し、新たな在留資格として「特定技能」が創設された。政府の発表によると、特定技能14業種のなかでは介護分野が最も多く初年度で5千人、5年間で最大6万人の受け入れを提示した。今後、介護人材として外国人労働者の受け入れが、介護現場にどのような影響が出てくるのか、注視すべきである。

2 介護報酬改定後の事業運営の状況

昨年4月に改定された介護報酬は、0.54%のプラス改定であった。独立行政法人「福祉医療機構」が実施した「平成30年度介護報酬改定の影響に関するアンケート調査」によると、特養部門は損益ベースでほぼ横ばいであり、報酬上の減算や通所介護、訪問介護では利用率や利用回数の低下により減収したとのことである。

今回の改定の特徴は、医療ニーズへの対応や医療・介護の連携、自立支援、重度化防止等に資する加算を充実させてプラス改定となったものの、加算の取得要件のハードルが高いものもあり、増収に結び付けられない事業所も多く存在する。3年前の改定がマイナス改定であったことからすれば、わずかとはいえ今回はプラス改定ではあったが、経営を改善するには至っていないのが実態である。また、特養の入所基準が原則として要介護3以上となり、入所者の重度化が進んだ結果、入院期間の長期化や自己負担となる利用料が2割または3割負担となる利用者もいることで利用控えが起り、収益の減少を招いている。

3 子ども・子育て支援新制度の現状

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度も4年を経過した。新制度の背景には、急速な少子高齢化の進展により、人口構成の変化、わけでも生産人口の急速な減少に直面するとともに、共働き家庭が増加していることである。このため、女性の就労、結婚、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育て支援を総合的に講じた結果、全国的に保育園や学童クラブの整備は進んでいるが、都市部を中心に需要に供給が追いついていない状況もある。調布市によると、平成30年4月時点での保育園の待機児童は167人であり、前年度の312人より145人と大幅に減少した。調布市は平成30年度に10園(定員811人)を整備したが、0歳児から2歳児を中心に未だ待機児童の解消には至っていない。

一方、幼児教育の無償化であるが、今国会で法案が成立すれば本年の10月から実施される。3～5歳児は原則として年収に関係なく全世界帯で保育料を無料とし、0～2歳児は住民税非課税世帯が無料の対象となる。認可外保育所を利用する際は、月3万7千円を上限に補助し、給食費については従来通り保護者の自己負担となる。

次に学童クラブであるが、厚生労働省の調査によると、昨年5月1日時点で入所できずに保留となった児童は、全国で約1万7千人であった。全国の学童クラブの利用児童数は約123万4千人で、前年度同時期に比べて6万3千人の増加で過去最多を記録した。保育園と同じく共働き家庭の増加や利用対象年齢の引き上げなどで高まり続けるニーズに受け皿の整備が追いついていない状況である。

4 会計監査人設置基準の引き下げ延期

社会福祉法の改正により社会福祉法人改革が進められ、ガバナンス強化の一環として一定の要件を満たす社会福祉法人は段階的に会計監査人制度を導入し、特定社会福祉法人へ移行するものとされていた。すでに平成29年度からは収益30億円以上(又は負債60億円未満)の法人で会計監査人による調査が実施され、平成31年度からは収益20億円以上(又は負債40億円未満)の法人を対象としていた。そのため、本法人は平成31年度に会計監査人の設置を予定していた。

しかし、厚生労働省は平成30年11月2日に事務連絡を発出し、平成31年4月から予定していた会計監査人設置基準の引き下げを延期するとした。延期の理由は、会計監査人による監査の効果や導入する課題等を整理し、法人の準備期間等を考慮したとされている。本法人としては、すでに予備調査を受審し、会計監査人設置に向けた準備を進めていたところであるが、将来の会計監査人設置に向けて、内部管理体制の見直しや整備、財務会計に関する事務処理体制の向上を図っていく必要がある。

第3 重点事項

1 働き方改革と職場環境の整備

昨年の通常国会において「働き方改革」関連法が成立し、本年4月から順次施行される。「働き方改革」への対応は、今後業種を問わず、すべての事業者に具体的な対策が求められる。その主な内容は、①長時間労働の是正、②多様で柔軟な働き方の実現、③雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の3点を中心である。

本法人は、従来から職員が働きやすく、また長く働くことができる職場を目指し、処遇改善とともに福利厚生を充実させ、労働組合との協議を経ながら職場環境の整備に努めてきたところであるが、本年度は、時間外労働の上限規制の遵守や年次有給休暇の使用者時季指定付与などの法改正に対応するとともに、2020年4月から義務付けられる雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、本法人の状況が法の内容に沿ったものであるのか点検し、必要に応じて規定の整備を行うなど、その準備を進める。

2 消費税の引き上げと介護職員等の処遇改善

本年10月には消費税が8%から10%への引き上げが実施される予定である。これを契機に政府は公費として介護人材の処遇改善に420億円を投入することを決めた。もともと政府としては、介護人材のさらなる処遇改善として「勤続10年以上の介護福祉士の月給を平均8万円引き上げる」ことを算定根拠に、消費税増収分から1000億円を投じるとしていた。しかし、消費税の引き上げは年度途中であり、10月分の介護報酬の請求が11月となるため、本年度は5か月相当の420億円を充て、2020年度からは1000億円となる見込みである。

今回の処遇改善の仕組みは、10月に新たな処遇改善加算を創設し、現行の加算Ⅰ～Ⅲの取得を前提にしつつ、事業所の裁量で介護職員以外の職種に対する賃金改善に充てることも可能としている。配分ルールは、ベテラン介護職員を優先し「ベテラン介護職員」「他の介護職員」「その他の職種」の区分で傾斜配分することになるが、法人としても基本ルールに沿いながら、各職員が能力に応じて処遇改善を実感できるよう対応に努める。

また、消費税の引き上げに対応して10月には介護報酬が臨時改定される予定である。消費税10%への引き上げは、介護報酬上0.39%のプラス改定に相当するとされ、サービスごとの基本単位が上乘せされ、在宅サービスの利用上限である区分支給限度基準額も引き上げられる。さらに、特別養護老人ホームの基準費用額（食費・居住費）も税率引き上げの影響分を上乘せされる。そのため、各事業所では利用者、その家族への丁寧な説明を心掛けるとともに、法人本部と各事業所が連携し収支改善に資するよう更なる経営努力を続けていく。

3 学童クラブの新設と円滑な運営

学童クラブについては、本年1月に調布市立第三小学校学童クラブが隣接地に移転し、「調布市立かみいしわら第1・第2学童クラブ」として、定員増を図ったうえで新施設での運営が始まった。また、調布市立若葉小学校地域では、新たに本年4月から「調布市立あおば学童クラブ」が調布市立第四中学校の敷地内に誕生する。

調布市ではここ数年、保育園の待機児解消に向けて急ピッチで保育園を新設し、子育て支援策を拡充させてきたが、卒園後の子どもたちの居場所として、学童クラブやユーフォー事業の充実も課題となっている。

法人としては、新設される「調布市立あおば学童クラブ」の開設とその運営に万全を期すとともに、今後とも調布市と協議を進めながら、需要が見込まれる学童クラブやユーフォー事業に対し、必要な人材の確保とその育成に向けて、それぞれの事業所と連携しながらバックアップ態勢をとっていく。

4 調布市との連携

今後の調布市における高齢者施策や児童施策を注視し、法人として意見具申もしながら連携を密にし、市との協力体制の維持・強化に努める。

とりわけ、調布市の方針による公的施設の移転や民営化、新規開設等については、その受け皿となれるよう内部努力を継続する。